

第 7 回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日（土）

午後 1 時 3 0 分から

場所：西牟婁振興局 4 階 大会議室

1 . 開 会

委員長あいさつ及び前回議事録の確認

2 . 議 題

1) 紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針について

(1) 7 つの具体的取り組み その 2 地域内での分別品目を統一

(2) 7 つの具体的取り組み その 3 ごみ処理の有料化を広域的に実施

(3) 7 つの具体的取り組み

その 4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

2) そ の 他

3 . 次回検討委員会の開催について

4 . 閉 会

紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針

1 . 適正処理推進のための基本方針-----	1
2 . 具体的取り組み-----	3
その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施-----	3
その2 地域内での分別品目を統一-----	6
その3 ごみ処理の有料化を広域的に実施-----	8
その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化-----	9
その5 地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底-----	10
その6 地域内に必要な処理施設を確保-----	12
その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備-----	15

紀南地域における状況

これまでの検討委員会での議論を踏まえ、紀南地域における廃棄物に関する状況を以下のとおりまとめた。

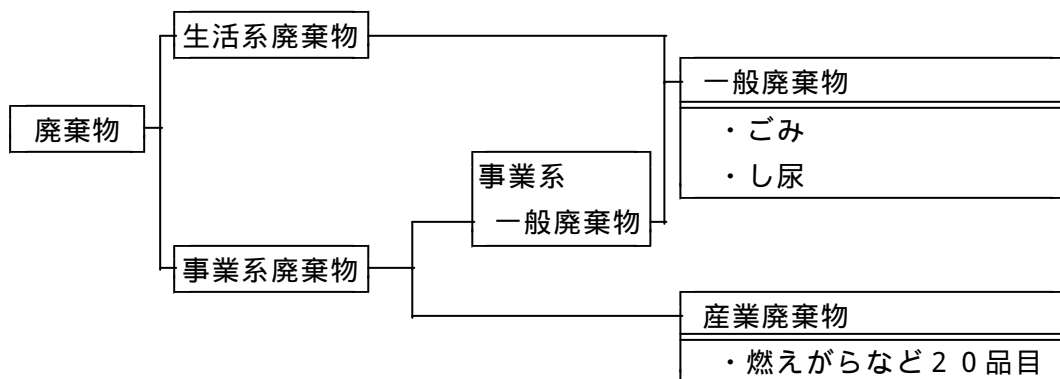
(総括)

生活系廃棄物、事業系廃棄物ともに共通した課題が多いため、一体的に検討
廃棄物の処理主体である事業者や町村の規模が小さいため、事業者、市町村及び県
が連携して検討

(各論)

- 1 市町村間格差が大きい
 - ・分別収集の進んでいる市町村と進んでいない市町村の格差が大きい。
 - ・住民意識の高い市町村は、市町村の取り組みも進んでいる。
 - ・市町村間で、一人一日あたりのごみ排出量の格差が大きい。
- 2 事業系廃棄物の処理
 - ・地域外で無害化又は資源化されているものは、その適正処理の状況・安定性を考慮し、継続して活用する。
 - ・当地域特有の梅加工に伴う残渣が、課題として残る。
- 3 処理機能の不足
 - ・地域内に資源化施設があるにも関わらず、十分に活用されていない。
 - ・中小事業者から排出される事業系廃棄物が市町村の一般廃棄物処理施設に持ち込まれ処理されている。
 - ・リサイクルプラザなどの資源化施設が整備されていない市町村が多い。
 - ・最終処分機能が不足しており、減量化・資源化残渣の処分を県外に依存している市町村（資源化事業者）が多い。

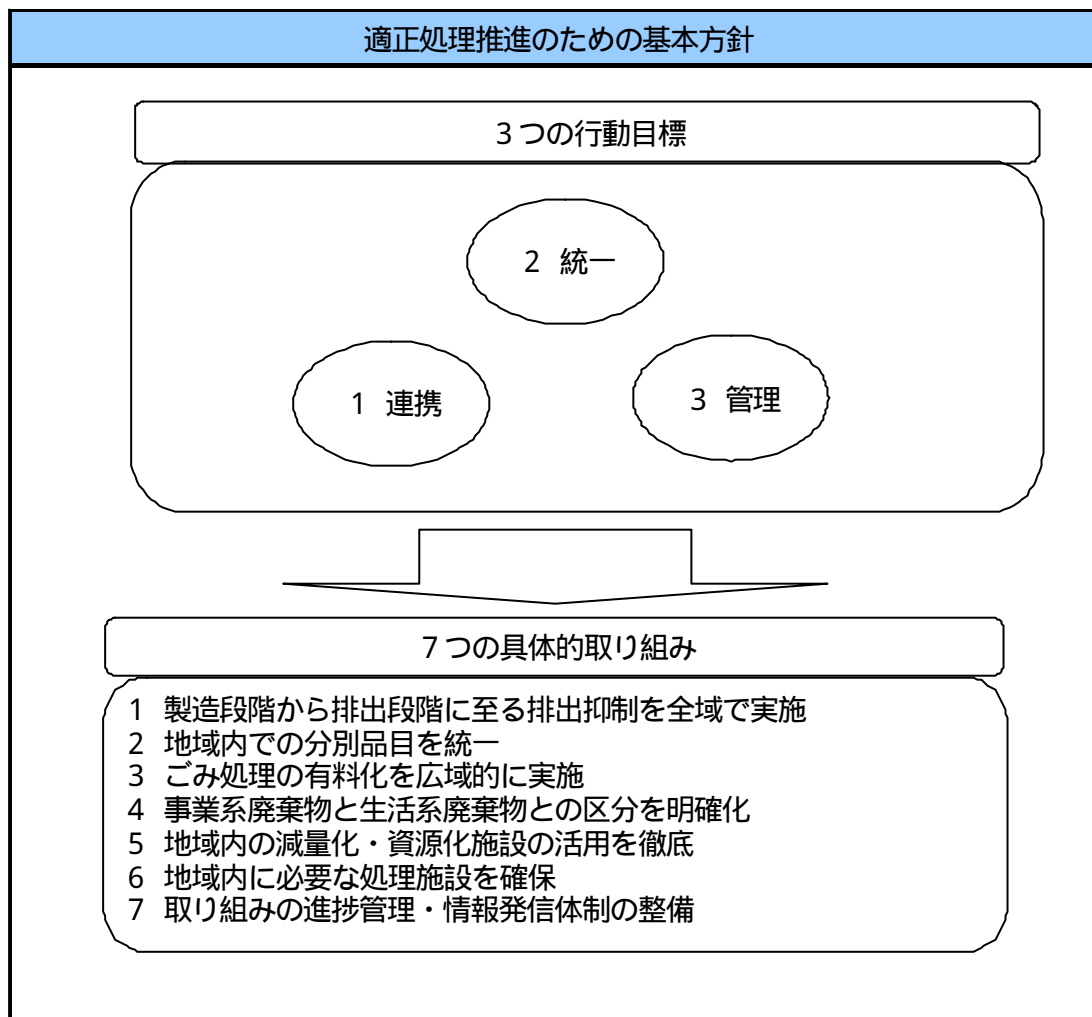
注) 本方針においては、廃棄物の分類を生活系廃棄物と事業系廃棄物としている。



1. 適正処理推進のための基本方針

- 1) 紀南地域の住民、事業者、市町村及び県が連携して共通認識のもと一体的に取り組むこととし、その推進に必要な方策を定める。
- 2) 方策には3つの行動目標、7つの具体的な取り組みを定める。
- 3) 方策に基づく取り組みの進捗状況を管理するため、第3者機関を設ける。

以上の方針に基づき、以下に方策を提案する。



3つの行動目標

- 1 **連携** - 住民、事業者及び行政が連携して取り組む。
- 2 **統一** - 地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。
- 3 **管理** - 住民、事業者及び行政が、統一した目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

7つの具体的取り組み

- 1 **製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施**
住民、事業者、行政は、排出抑制の手法や方法を連携して検討し、徹底した廃棄物の排出抑制を行う。
- 2 **地域内での分別品目を統一**
資源ごみの分別品目の統一化を進め、資源化の拡大を図る。
- 3 **ごみ処理の有料化を広域的に実施**
ごみ処理の有料化を広域的に導入し、排出抑制を進める。
- 4 **事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化**
事業系廃棄物については分別を徹底し、排出者自身が適正な処理費用を負担する等、処理責任を果たすように努める。
- 5 **地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底**
生活系廃棄物及び事業系廃棄物とも、地域の産業や資源化施設を活用して、廃棄物の減量化・資源化の拡大を行う。なお、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、その適正処理の状況・安定性を配慮しつつ、現行の処理を継続する。
- 6 **地域内に必要な処理施設を確保**
減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣の処理を地域内で行うため、最終処分場を確保する。
- 7 **取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備**
上記取り組みを進めるため、進捗管理・情報発信機能を有する体制を地域内に整備する。

2. 具体的取り組み

その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施

1 生活系ごみの排出抑制、資源化推進の共通行動

家庭内での排出抑制は、個人の判断で行われることから、これまでの計画では“掛け声”だけで実践が伴わないことが多く見受けられた。

これらの反省点を踏まえ、消費者である住民と、製品の製造者、流通者、販売者である事業者そして市町村が一体となってシステム作りを行う。具体的に当地域では、3つの行動を目標に掲げて、住民、事業者、行政が一体となって、排出抑制のシステム作りを行う。

[生活系ごみの排出抑制の3つの共通行動]

ごみとなるようなものを買わない、受け取らない、売らない
出たごみはなるべく自分でリユース・リサイクル
自らリサイクル出来ないものは、みんなで集めてリサイクル

(1) 家庭内での“ごみ”の排出抑制のシステム作り(生活系ごみ)

ア 実践マニュアル作成

市町村は、これまで個人や地域のアイデアで実践されてきた家庭内での排出抑制方法の“実践マニュアル”を、パンフレット等にまとめ地域内に普及させる。

住民は、各種の工夫を通じて、ごみを減らすとともに、環境家計簿の活用等によって無駄をチェックする。

[家庭内での排出抑制のアイデア]

生ごみを減らす料理の工夫	分別ごみ箱
環境家計簿を使って無駄をチェック	家庭用生ごみ処理機で肥料化
修理して長く使用	買い物袋を持参
上手にレンタル製品を活用	

(2) 家庭外での“ごみ”の排出抑制のシステム作り(生活系ごみ)

イ 地域の活動強化

市町村は、町内会や学校での集団回収、バザー、フリーマーケットでのリサイクル活動を活発にするために、活動の実態や課題を実施団体等から聞き取り、支援策を検討する。

[家庭外を活用した排出抑制のアイデア]

町内会や学校での集団回収や廃品回収を積極的に活用
バザーやフリーマーケットに参加して、積極的にリユース（再利用）
ビールびんや一升びんその他販売店で回収しているものは、販売店に
バラ売り・量り売り商品を積極的に購入

ウ “ごみ” が少ない商品の購入

使い捨て容器や過剰包装などは、拡大生産者責任の原則のもと、その生産者や販売者が解決に取り組むべきであるが、制度面での対応が遅れており、国等に制度化を働きかけていく。

当地域では、まず身近なところから取り組むこととし、過剰包装などについては、消費者自らが“NO”と言える環境を作り、その取り組みを拡大していく。

具体的には、消費者（住民）と販売店（事業者）及び行政が連携し、消費者自らが、不要なサービスの不必要性や商品の改善を提案するなど、消費者と販売店等が一体となって、ごみの出ない地域社会を作り上げる。

[“ごみ” が少ない商品の購入のアイデア]

ごみになりやすい製品、ごみになった時に処理が困難な製品を作らない、売らない、買わない
レジ袋の有料化 量り売り
デポジット制度

コラム [考え方は地球規模で、実践は一人ひとりの足元から]

青果物などのパック包装の物と量り売りの物とでは、どちらがおいしいのでしょうか。

あなたは、製品と一緒に“ごみ”を買っていませんか。

何気なく、購入している製品ですが、その製品が廃棄物となった時のことを考える生活習慣の輪を紀南から広げていきましょう。

2 事業系廃棄物の排出抑制、資源化推進の共通行動

紀南地域では、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を一体的に事業系廃棄物と捉え、事業者、産業界、行政が連携して、排出抑制のシステム作りを行う。

(1) 事業者における廃棄物の排出抑制のシステム作り

ア 廃棄物の自己管理の徹底

事業者は、廃棄物の発生実態を定期的に把握し、製造工程や流通過程から生じる廃棄物の発生を徹底的に抑制する。

イ 排出抑制、資源化の評価システム

事業者は、環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）を積極的に導入する。

なお、環境マネジメントシステムの導入が困難な中小の製造業や小売業・飲食店、サービス業者等に対しては、関係機関と連携して地域独自の評価手法を検討する。

ウ 従業員に対する環境教育

事業者は、従業員に対して廃棄物の排出抑制や環境保全に関する法制度等について普及啓発を行う。

エ 環境に配慮した製品設計、販売

製品等の製造からリサイクル・廃棄までの一連の環境負荷を総合的に評価（LCA：ライフサイクルアセスメント）する等、製品の素材や形状の工夫、梱包の簡素化など、便益性志向から環境配慮志向への転換を図る。

3 行政機関の廃棄物の排出抑制・資源化推進の共通行動

県や市町村等の行政機関は、廃棄物の排出抑制、資源化の推進を模範的に実践する。

ア 行政機関のから模範を

地域のすべての行政機関がISO14000 シリーズの取得を目指す。

イ 公共系廃棄物の管理

本地域では、公共工事から発生する建設廃棄物などが多く、また、多くの資材（資源）を消費していることから、再生資材を積極的に活用する。

ウ 環境教育の模範

職員に対して、積極的に環境教育を行う。

その2 地域内での分別品目を統一

資源ごみの円滑な分別収集、資源化を効率的に行うためには、地域が連携して推進する必要がある。そこで当地域では、分別収集の統一基準を設定し、地域全体で分別収集の実施に取り組むこととする。

1 資源ごみ分別品目の基準

住民、市町村、分別後の資源物を取り扱う業者が連携し、統一的な基準を考慮して地域の実情にあった効率的な分別収集を実施する。

ア 既存のリサイクルシステムの活用拡大を踏まえた統一基準

資源ごみの分別は、分別後に資源化されるルートを確認できることが、必須の条件である。容器包装リサイクル法等を活用するとともに、地域内のリサイクルシステムを活用して基準化を行う。

資源ごみの資源化について統一基準を設定し、その分類品目については確実に資源化を行う。

分別を行う段階や収集方法等については、地域により地理的な状況等が異なることから、個別市町村の判断に委ねるものとする。

資源ごみ以外の分別品目については、それぞれの市町村の判断に委ねるものとする。なお、地域内リサイクルシステムを考慮した分別統一基準の一例を以下に提示する。

[資源ごみの分別統一基準例]

種 別	分別収集による資源化		
紙類	新聞紙	雑 誌	段ボール
プラスチック類	ペットボトル	白色トレイ	その他プラ
ガラス類	無色びん	茶色びん	その他色びん
金属類	スチール缶	アルミ缶	
粗大ごみ	金属製		

[資源ごみ分別統一基準の留意点]

品目の考え方

個別市町村の判断に委ねるものの共通の考え方

品目の設定における生活者の視点や技術的な視点

2 経済的かつ効果的なシステム作り（各種の連携方策）

（１）市町村間の連携

回収量の少ない市町村は周辺市町村と連携して、リサイクル業者への安定供給システムを構築する。なお、収集・運搬システムの検討に当たっては、リサイクル業界と連携し、民間活力の導入等も考慮する。

（２）県との連携方策

市町村の境界を超えた広域的なごみ分別品目の統一化は、全国的にも類を見ない取り組みである。地域全体の足並みを揃えるために、県は各市町村との調整役を行う。

（３）リサイクル業界との連携方策

リサイクル業界は、地域の要請を踏まえ、自らの選別能力を強化し、リサイクルの拡大を行う。

（４）住民又は事業者の連携

分別や選別を実践している住民又は事業者相互が連携して、意見交換会などを開催し、システムの改善や対策を積極的に提案する。

リサイクル業者から提言の例（新聞紙や紙）

梱包の工夫

ビニール製の紐で縛っていると、その紐をリサイクル業者で取り除く必要があり、紙製の紐で縛って欲しい。新聞販売店が家庭に配布するビニール製の袋も同じである。なお、紙製の袋であっても、紙以外の異物混入を確認する必要があり、リサイクル業者では袋から取り出して、中身をチェックしている。

ダイレクトメール

ダイレクトメールの封筒にビニール製が多く用いられている。多くのものは、開封されることなく紙として、リサイクル業者へ搬入されているが、再生紙の品質低下の原因となっている。

その3 ごみ処理の有料化を広域的に実施

有料化を実施していない市町村や、有料化の方式が異なっている等、市町村間の格差があり、今後、地域内で排出抑制、減量化を推進していく上で、支障になると考えられる。

当地域では、連携してごみ処理有料化を広域的に実施していくこととする。

第6回検討委員会資料2「一般廃棄物に係る適正処理推進方策(その1)」2頁参照

2) ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化は、不法投棄の増加等が懸念されるが、ごみの減量化効果、リサイクル意識の啓発効果が期待される。

有料化の方法には大きく3つの方式があり、住民の意見等を踏まえながら、方式の検討を行う必要がある。

有料化の方法	内 容
単純従量制	・重量または容量に応じて、料金が生じる方法(指定袋等) ・多くの市町村で導入されている
基準超過従量制	・ある一定量(袋の枚数等)を超えた場合に料金が生じる方法
定額制	・月極や特定の廃棄物に対して料金が生じる方法(粗大ごみ等)

ごみ処理の有料化直後は、排出量が減少傾向になるものの、一定期間が経過すれば、増加に転じる傾向も見られる。

実施に当たっては、排出者負担の原則、公平性と言った側面からの啓発も十分行う必要がある。また、有料化によって得られる財源(収入)を、集団回収への助成や分別品目増加に伴う収集運搬・処理費用に活用すること等も併せて検討する必要がある。

表 1-2 紀南地域における有料化の状況

(市町村数)

有料化の状況		収集ごみ		持 込		
		生活系	事業系	生活系		事業系
				(一般家庭)	(粗大)	
有料	単純従量制	16	9	15	19	23
	基準超過従量制	1	0	0	0	0
	定額制	0	1	10	0	0
無料		10	-	2	7	4
受入無し		0	17	0	1	0
合 計		27	27	27	27	27

注) 事業系ごみの収集無しは、生活系ごみのステーションに排出されている場合が多い。

その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物は、本来排出事業者が責任を持って処理すべきものであるが、中小事業者の多い紀南地域では、市町村が一般廃棄物の処理に際して、生活系廃棄物として処理している事例がある。

当地域では、事業系廃棄物の発生抑制、資源化を推進するため、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化することとする。

なお、地域の産業への影響を考慮して、事業系廃棄物を受け入れる場合には、排出事業者責任を明確にするため生活系とは別に適正な処理料金を設定する。

分別：事業者のモラルに任せている現時点の実情と課題

その5 地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底

地域内では、金属類、廃プラスチック、紙類、木類、がれき類、ガラス類等のリサイクルが行われているが、現時点では、処理能力を考えると十分には活用されていない。

これらの既存のリサイクルシステムを最大限活用し、リサイクル量を拡大する。

また、県外の資源化・減量化処理施設を活用して処理されている事業系廃棄物は、その環境負荷や経済的合理性を考慮し、継続して活用することとする。

1 生活系廃棄物における既存システムの活用推進

プラスチックと金属が複合した日用品についても、機械による破砕・分離・選別と目視により、地域内で有価なプラスチックと金属への資源化が行われている。

これらのリサイクルシステムを考慮して、商品や製品単位の資源分別品目の基準化を行う。

2 事業系廃棄物における既存システムの活用推進

(1) 地域内の減量化・資源化施設の活用推進

ア 減量化・リサイクル情報の発信

処理業界、市町村及び県は、リサイクルに関する情報を積極的に公表し、事業系廃棄物のリサイクルを促進する。

イ 受入阻害要因の除去

排出頻度が少ない、発生量が少ない等の理由で、リサイクルが困難な廃棄物に対しては、排出事業者、産業界、処理業者と行政が連携して収集体制構築等に取り組む。

ウ 減量化・資源化推進に対する支援

県及び市町村は、地域内の事業者による減量化・資源化に寄与する取組を、環境ビジネス（産業育成、雇用創出）育成の機会と捉え、必要に応じ支援施策の検討を行う。

(2) 地域外の処理技術の活用継続対策

ア 地域外でのリサイクル関係情報の提供

リサイクルへのニーズの高まりから、地域外においても処分型の中間処理からリサイクル型の中間処理へ移行する傾向がある。地域外でのリサイクルについても、行政が関係機関と連携して情報提供を行い、事業系廃棄物のリサイクルを促進する。

イ 委託先業者の処理技術の確認

地域内で発生し、県外で処理が行われている事業系廃棄物は種類に応じて処理ルートが形成されている。排出事業者は、処理先の処理技術の確認に努めるとともに、産業界も地域産業育成の一環として、その処理の確認や査察に努め、事業系廃棄物の適

正処理のための委託先を確保する。

その6 地域内に必要な処理施設を確保

既存施設で処理が困難な廃棄物については、地域内で処理施設を確保する必要がある。

資源化、減量化施設や、地域内で減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣の処分場等について、個別に、あるいは関係者が連携して整備に取り組む。

1 一般廃棄物処理施設の確保

(1) 基本的な考え

資源ごみを除いた一般廃棄物については、可燃ごみは地域内で焼却等の中間処理を行い、最終処分量を削減する必要がある。

地域内の市町村が一般廃棄物処理施設の整備を行う際には、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを優先し、最終処分量を最少化できるシステムを導入する。

[表 既存のマテリアルリサイクルやサーマルリサイクル技術]

対象物 \ 処理方法	破碎 (選別)	焼却 (熔融)	RDF	堆肥化	炭化	油化	メタン 発酵
資源化に向かわない紙類							
資源化に向かわないガラス類		()					
資源化に向かわない金属類	()	()					
資源化に向かわないプラスチック類						(PET除く)	
厨芥類・繊維類・木竹草類							(厨芥)
陶磁器類		()					
可燃性粗大ごみ							

: 処理可能とされる素材

(2) 市町村間の連携

地域内の市町村が施設を整備する際には、周辺市町村と連携して、建設費や維持管理費等を削減するために、施設の共同利用システムを構築する。

なお、収集・運搬システムの検討に際しては、地理的条件や経済性を考慮し、共同化システムや民間活力の導入も検討する。

2 資源化・減量化処理残渣の併せ処理

資源化・減量化を徹底した場合に、増加が予想される処理残渣（リサイクル不適物）については、地域内で適正な処分先を確保する必要がある。

これは、生活系、事業系廃棄物に共通する問題であることから、当地域ではこれらを併せて処理できる最終処分場を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して確保する。

[併せ処理施設の考え方]

地域内に確保する最終処分場は、減量化・資源化処理残渣のみを対象とする。運営に際しては、既存の資源化システムを阻害しないような料金設定を行う。設置、運営に際しては、事業者（産業界）、市町村、県が連携し、一体となって取り組む。

3 地域内で処理技術が確立されていない事業系廃棄物の適正処理方策

事業系廃棄物のうち、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、現行の処理を継続するが、将来的に、地域内処理が望まれるものについては、排出事業者、産業界、行政が連携して検討を行う。

(1) 地域特有のもの

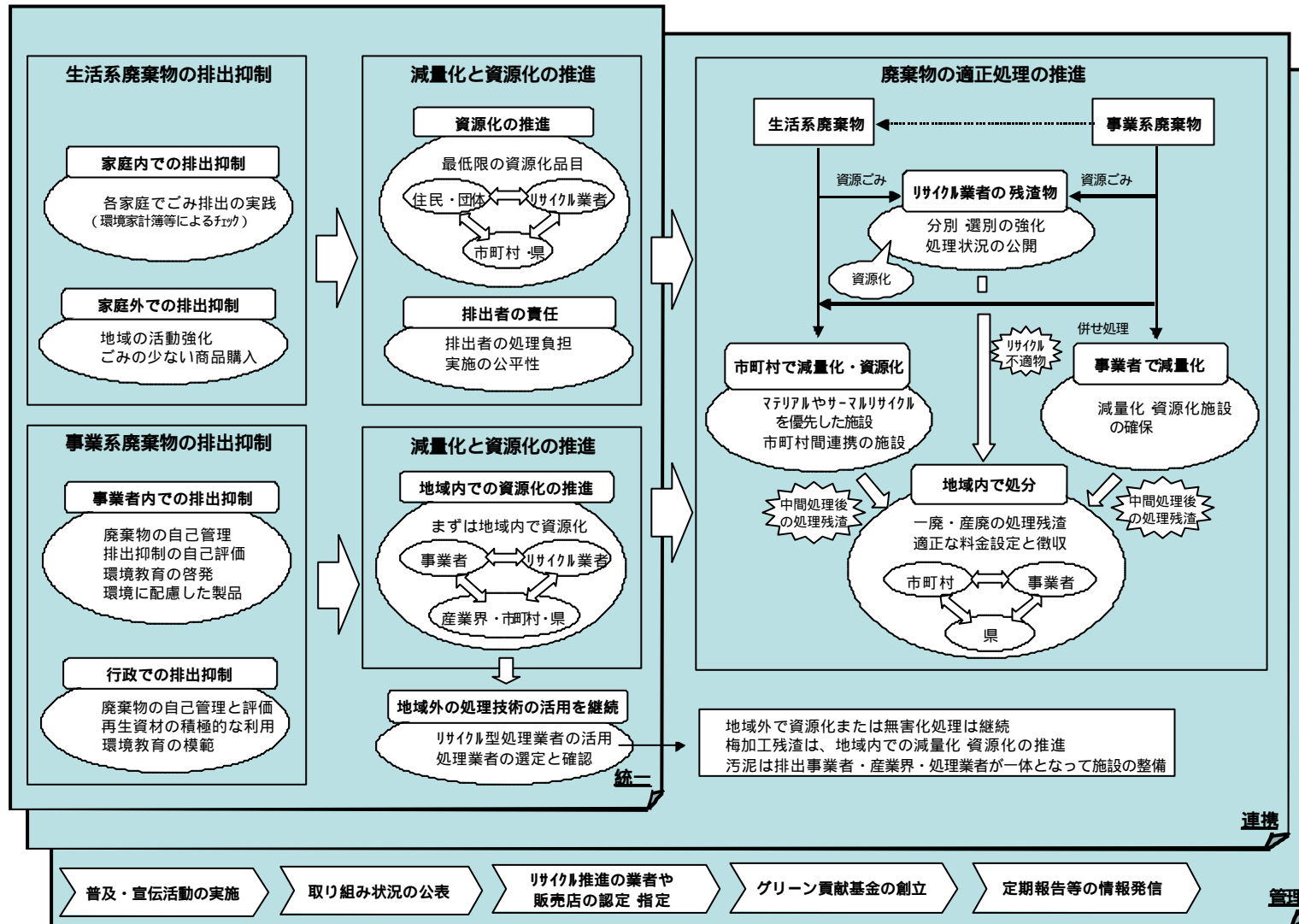
本地域の特徴的な廃棄物である梅加工残渣については、地域内での資源化・減量化を推進するため、業界が主体となって減量化・資源化施設の確保を検討する。

(2) 既存のリサイクル技術を転用できるもの

有機性汚泥、無機性汚泥等は、一定の中間処理（中和・脱水処理、焼却処理等）後、建設資材等へのリサイクルが可能となるものもあるため、排出事業者・産業界、処理業界が連携して、必要な処理施設を整備する。

4 紀南地域における廃棄物処理のイメージ

将来的に以下に示すような生活系、事業系廃棄物の処理が一体となった体制の構築を目指すものとする。



その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備

1 進捗管理・情報発信体制の構築

取り組みについては、市町村単位、地域全体で実施すべきものがあることから、進捗管理についても市町村単位、地域全体に区分して行う必要がある。

(1) 市町村ごみ減量推進協議会の設置

各市町村ごとに、ごみの分別収集方法やごみ減量目標等を検討するごみ減量推進協議会を設置し、地域レベルで取り組みの進捗管理を行う。

(2) 地域の取り組みを統括する機関の設置

紀南地域全体の進捗管理を行う組織を設置する。なお、この役割を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して設置する処理施設の事業主体に持たせることも考えられる。

2 進捗管理・情報発信の具体的内容

次に示す各メニューについては、市町村レベルで行うもの、地域全体で行うもの、県全体で行うものがあるので、必要に応じて各主体が実施するものとする。

(1) 普及・宣伝活動実施

各種パンフレットやチラシの配布などを含めて、地域の取り組みが重要であることから、町内会や産業界を通して、普及・宣伝活動を行う。また、各種の情報伝達には、特に地域内の報道関係機関にも積極的な協力を要請する。

(2) 取り組みの進捗状況の公表

リサイクル量・リサイクル原単位等を、定期的に市町村単位等で公表し、取り組みの状況を住民・排出事業者が自ら評価（ベンチマーク）できるシステムを構築する。

(3) リサイクル業者及びリサイクル店の指定制度

リサイクルの最終的な担い手は、リサイクル業者である。そのため、紀南地域の方針に基づく一定の基準を設けて、「再生業者の指定制度」を行い、確実かつ効果的にリサイクルが行えるシステムを構築する。

生活系廃棄物については、リサイクルの中継（店頭回収）を行うスーパーや商店が存在するが、統一した「リサイクル取次ぎ指定制度」を設けて、消費者にリサイクルに積極的な販売店での購買促進を促すシステムを構築する。

(4) グリーン貢献基金の創設

適正処理推進を目指して、実践的な活動を行っている住民や地域、事業者等その功

績を顕彰するために、ごみ有料化徴収料金などから基金を造成し、地域内の自発的な活動を促進する。

(5) 行動を継続するために

紀南地域の一体性を保ち、この先駆的な取り組みを継続させるために、統一行動の日を創設し、地域の活動等の報告・発表の場を設ける。